

## 社外役員の独立性判断基準

2021年8月30日 取締役会

当社は、社外取締役及び社外監査役の要件だけでなく、原則として「社外役員の独立性判断基準」を充足する者を選任することとしております。

社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」)または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ①当社および当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者  
(年間売上高の1%以上の額の支払いを当社から受けている者)
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行者  
(年間売上高の1%以上の額の支払いを当社に行っている者)
- ④当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- ⑤当社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- ⑥当社の会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、営利私法人又はコンサルタント等(多額とは過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上。法人、組合等の団体の場合は当該団体の売上高もしくは総収入の1%を超えることをいう)
- ⑧当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者  
(多額とは⑦と同じ)
- ⑨当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑩当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、または支配人その他の使用人である者
- ⑪上記②～⑩に過去3年間において該当していた者
- ⑫上記①～⑩に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族  
(重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人という。)

コーポレートガバナンスコード

**【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

以上